

# エイジフレンドリー補助金のご案内 **申請期限** 令和7年 10/31

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高齢労働者の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆様を支援します。

	<b>NEW</b> ①総合対策コース	②職場環境改善コース	③転倒防止・腰痛予防のための運動指コース	④コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険に加入している中小企業事業者（下記の表参照）で、1年以上事業を実施していること</li> <li>・役員、派遣労働者を除き、以下の労働者を雇用していること</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労している</li> <li>・高齢労働者が対策を行う作業に就いている</li> </ul>	労働者が常時1名以上就労している（年齢制限なし）		
補助対象概要と具体例	<p><b>①労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメント</b>に要する経費<b>②専門家によるリスクアセスメントの結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</b>に対する経費（機器等の導入、工事の施工等）</p> <p><b>労働安全衛生の専門家とは？</b></p> <p>本コースにおいては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全コンサルタント</li> <li>・労働衛生コンサルタント</li> </ul> <p>のことを指します。</p> <p><b>詳しくは以下もご参照ください</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>補助金特設ページ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>Q&amp;A</p> </div> </div>	<p>高齢労働者が安全の身体機能の低下を補う<b>設備・装置の導入</b>又はその他の<b>労働災害防止対策</b>が対象</p> <p><b>転倒・墜落災害防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所の床や通路のつまづき防止のための対策</li> <li>・作業場所の床や通路のすべり防止のための対策</li> </ul> <p>など</p> <p><b>動作の反動・無理な動作対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーアシストスーツの導入</li> <li>・不自然な作業姿勢を解消するための作業台の設置</li> <li>・介護における移乗介助、入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入</li> </ul> <p>など</p> <p><b>熱中症防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体温を下げるための機能のある服やスポットクーラー等の導入</li> <li>・熱中症の初期症状等体調の急変を把握するためのウェアラブル端末</li> <li>・JIS規格に適合したWBGT指数計の導入</li> </ul> <p>など</p>	<p><b>転倒災害や腰痛災害（行動災害）</b>を防止するため、専門家による<b>①身体機能のチェック</b>及び<b>②専門家による運動指導</b>に要する経費（役員、派遣労働者を除き5名以上の労働者に対する取組が対象）</p> <p>※オンライン開催は対象外です。 ※①又は②の片方しか行わないものは対象外です。 ※このコースでは運動器具などの物品購入はできません。</p> <p><b>専門家とは？</b></p> <p>本コースにおいては、医師、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、転倒予防指導士、などのことを指します。</p>	<p>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した<b>コラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組</b>に要する経費が対象</p> <p><b>健康教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師等による禁煙指導、メンタルヘルス対策等の教育、研修等</li> </ul> <p><b>システムの導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断結果等を電子的に保存及び管理し、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等を行うシステムの導入</li> </ul> <p><b>栄養・保健指導</b></p>
	補助率	補助率 <b>4 / 5</b>	補助率 <b>1 / 2</b>	補助率 <b>3 / 4</b>
上限額	上限額 <b>100万円</b> （消費税除く）			上限額 <b>30万円</b> （消費税除く）

**注意** ● 複数コース併せての申請はできません。 ● 予算に限りがあるため、申請期限より前に受付を終了する場合があります。  
**事項** ● 申請内容を審査した上で、交付を決定するもので、全ての申請者に交付されるものではありません。

**対象となる中小企業事業者の範囲** いずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

**申請先・お問合せ先**

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

**エイジフレンドリー補助金事務センター**

申請担当 TEL03-6381-7507

受付時間 平日 10~12時, 13~16時

支払担当 TEL03-6809-4085

休日 土日祝, 8/13~16, 12/30~1/3